

■承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

【要旨】

地方税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成29年総務省令第26号及び同第27号）が平成29年3月31日にそれぞれ公布され、いずれも原則として同年4月1日から施行されることに伴い、四万十町国民健康保険税条例の改正が必要となりましたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。

【今回の法改正の考え方】

国民健康保険税に係る低所得者に対する国民健康保険税軽減対象世帯の内、5割及び2割軽減措置対象世帯の拡充を図る。

【主な条例改正の内容】平成29年度分の国民健康保険税から適用

（1）5割・2割軽減対象世帯の基準額の改定（政令第56条の89関係）

5割・2割軽減対象世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を次のとおり引き上げました。

区分	乗すべき金額	
	平成28年度	平成29年度（改正後）
5割軽減	265,000円	<u>270,000円</u>
2割軽減	480,000円	<u>490,000円</u>

【判定基準額】

$$5割軽減 = 330,000円 + (\underline{270,000円} \times \text{被保険者数})$$

$$2割軽減 = 330,000円 + (\underline{490,000円} \times \text{被保険者数})$$

【今回の改正による被保険者への影響】

（1）軽減対象となる所得

低所得層の世帯（下記の表による軽減対象所得を超えない世帯）については、軽減措置の拡充により国保税の負担減となる世帯が増加します。

※5割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	平成28年度	平成29年度（改正後）
1人	595,000円	600,000円
2人	860,000円	870,000円
3人	1,125,000円	1,140,000円

4人	1,390,000円	1,410,000円
5人	1,655,000円	1,680,000円

※ 2割軽減対象世帯所得額早見表

被保険者数	軽減対象所得	
	平成28年度	平成29年度(改正後)
1人	810,000円	820,000円
2人	1,290,000円	1,310,000円
3人	1,770,000円	1,800,000円
4人	2,250,000円	2,290,000円
5人	2,730,000円	2,780,000円